

【対象】

呉市内に事業所を有する中小企業等（医療法人，社会福祉法人，特定非営利活動法人，公益法人等，協同組合等 等を含む）

○根拠法

- ・ 中小企業基本法第 2 条 1 項
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項
※常時雇用する従業員の数が 100 人以下
- ・ 医療法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人以外の医療法人
- ・ 法人税法 2 条第 6 号（別表 2）， 7 号（別表 3）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業
- ・ 同窓会，同好会その他の構成員相互の交流，交歓，意見交換等を主な目的とする公益法人等
- ・ 互助会，共済会その他の構成員の福利厚生，相互救済等を主な目的とする公益法人等
- ・ 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- ・ 国，地方公共団体その他の公共団体から資本金，基本金等の 4 分の 1 以上の出資，出捐等を受け，又は継続的な財政的援助若しくは人的援助を受けている者